

別表 月額基本利用料内訳表

2019年10月1日適用 [単位：円]

対象収入による階層区分		利用料金			
		サービスの提供に要する 費用(事務費)	生活費	冬期加算額 (11月～3月まで)	合計
1	1,500,000円以下	10,000	55,280	2,150	67,430
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000	55,280	2,150	70,430
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000	55,280	2,150	73,430
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000	55,280	2,150	76,430
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000	55,280	2,150	79,430
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000	55,280	2,150	82,430
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000	55,280	2,150	87,430
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000	55,280	2,150	92,430
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000	55,280	2,150	97,430
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000	55,280	2,150	102,430
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000	55,280	2,150	107,430
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000	55,280	2,150	114,430
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000	55,280	2,150	121,430
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000	55,280	2,150	128,430
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000	55,280	2,150	135,430
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000	55,280	2,150	142,430
17	3,000,001円～3,100,000円	93,000	55,280	2,150	150,430
18	3,100,001円～3,200,000円	101,000	55,280	2,150	158,430
19	3,200,001円～3,300,000円	109,000	55,280	2,150	166,430
20	3,300,001円～3,400,000円	109,600	55,280	2,150	167,030
21	3,400,001円以上	109,600	55,280	2,150	167,030

※対象収入とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く）から、
租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

※夫婦で入居する場合には、夫婦の収入及び必要経費を合算し合計額の2分の1を、それぞれ
個々の対象収入とします。なお、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦は、それぞれのサー
ビスの提供に要する費用(事務費)について、前項表の額から30%減額した額とします。

※冬季加算額については、11月から3月までの徴収になります。

※虚偽の申告があった場合は、生じた差額分を遡って徴収いたします。